

静岡県選挙管理委員会規程第6号

政党助成法による支部報告書等の閲覧に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月17日

静岡県選挙管理委員会委員長 山本 正幸

政党助成法による支部報告書等の閲覧に関する規程の一部を改正する規程

政党助成法による支部報告書等の閲覧に関する規程（平成8年静岡県選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
政党助成法による支部報告書等の閲覧に関する規程	政党助成法による支部報告書等の閲覧 <u>及び写しの交付</u> に関する規程
第1条 この規程は、政党助成法（平成6年法律第5号）第32条第5項の規定に基づき、同条第3項に掲げる支部報告書、支部総括文書又は監査意見書（以下「支部報告書等」という。）の閲覧について必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規程は、政党助成法（平成6年法律第5号）第32条第5項の規定に基づき、同条第3項に掲げる支部報告書、支部総括文書又は監査意見書（以下「支部報告書等」という。）の閲覧 <u>及び写しの交付</u> について必要な事項を定めるものとする。
（閲覧の方法）	（閲覧の方法）
第4条 （略）	第4条 （略） <u>（支部報告書等の写しの交付）</u> 第5条 <u>支部報告書等の写しの交付を請求しようとする者</u> （以下「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した画面（以下「交付請求書」という。）を委員会に提出しなければならない。 (1) <u>請求者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名</u> (2) <u>写しの交付の請求に係る政党（支部）の名称並びに支部報告書等に係る収入及び支出がされた年</u> (3) <u>写しの交付の方法</u> 2 <u>委員会は、交付請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、委員会は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。</u> 3 <u>委員会は、写しの交付の請求のあった日から30日以内に、当該請求に係る支部報告書等の写しを交付するものとする。ただし、前項の規定</u>

により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

4 前項の規定にかかわらず、委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、委員会は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

5 写しの交付の請求に係る支部報告書等が著しく大量であるため、当該請求があった日から 60 日以内にそのすべてについて写しを交付することにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第 3 項及び前項の規定にかかわらず、委員会は、当該請求に係る支部報告書等のうちの相当の部分につき当該期間内に写しを交付し、残りの支部報告書等については相当の期間内に写しを交付すれば足りる。この場合において、委員会は第 3 項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの支部報告書等について、第 3 項の規定による交付をする期限

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。